

福山市と文京区との相互協力に関する協定の締結について

1 目的

広島県福山市と文京区は、江戸時代に備後国福山藩邸が文京区にあったことを契機として、現在にも受け継がれている互いの歴史・文化を縁に、各種施策及び事業の相互協力に関する協定を締結する。

2 協定書（案）

別紙のとおり

3 締結式

(1) 日程

平成 30 年 3 月 20 日（火）午後

(2) 場所

庁議室

(3) 出席者

福山市長、文京区長

4 福山市の概要、位置等

- ・人口：470,673 人
（平成 29 年 12 月 31 日現在）
- ・面積：518.14 km²
- ・温暖な瀬戸内海の中央に位置し、平成 27 年に「ばら」を通じた都市ブランド向上を目的に「ばらのまち条例」を制定。
- ・西片一・二丁目の大部分が福山藩主阿部家の江戸屋敷であり、誠之小学校は、福山藩校「誠之館」の名に由来している。



福山市と文京区との相互協力に関する協定（案）

福山市と文京区は、江戸時代に備後国福山藩邸が文京区にあったことを契機として、現在にも受け継がれている互いの歴史・文化を縁に、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、福山市及び文京区が各種施策及び事業について相互に協力し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（相互協力）

第2条 前条の目的を達成するために相互に協力する事業は、次のとおりとする。

- (1) 福山市と文京区の住民の交流に関すること。
- (2) 文化交流並びに観光及び産業の振興に関すること。
- (3) 災害時における相互の応援に関すること。
- (4) その他本協定の目的を達成するため福山市及び文京区が必要であると認めた事業

（連絡調整）

第3条 福山市及び文京区は、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、本協定による相互協力の円滑な推進を図るものとする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項、本協定の解釈に疑義を生じた事項及び本協定の実施に関し必要な事項については、双方の協議により定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

広島県福山市東桜町3番5号
福山市
代表者 福山市長

東京都文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者 文京区長